

電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に対する 自動車税の課税免除について（2年延長）

愛知県では、地球温暖化対策その他の環境対策を推進する観点から次世代自動車の普及を促進するとともに、県内における次世代自動車の需要の拡大を通じて自動車産業の活性化を図るため、平成24（2012）年から約13年間、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に対する自動車税について県独自の課税免除制度を導入していましたが、対象期間を2年間（下表の※）延長し、引き続き、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の普及促進に取り組みます。

◆対象となる自動車

令和2（2020）年4月1日から令和9（2027）年3月31日までの間に新車新規登録を受けた次に掲げる自動車

- ・電気自動車（燃料電池車を含む）
- ・プラグインハイブリッド自動車

◎ 平成31（令和元）（2019）年度までに新車新規登録を受けたものは、令和7（2025）年度以降は免除期間終了に伴い標準税率で課税となります。

◆軽減額及び軽減期間

軽減額：新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年度分の自動車税の全額

軽減期間：新車新規登録をした年度に応じて下表のとおり軽減されます

免除対象年度 新車新規登録年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
令和2年度 (2020)	○	◎	◎	◎	◎	◎	■	■	■	■	■	■	■
令和3年度 (2021)		○	◎	◎	◎	◎	◎	■	■	■	■	■	■
令和4年度 (2022)			○	◎	◎	◎	◎	◎	■	■	■	■	■
令和5年度 (2023)				○	◎	◎	◎	◎	◎	■	■	■	■
令和6年度 (2024)					○	◎	◎	◎	◎	◎	■	■	■
※ 令和7年度 (2025)						○	◎	◎	◎	◎	◎	■	■
※ 令和8年度 (2026)							○	◎	◎	◎	◎	◎	■

○:免除措置あり(月割課税分) ◎:免除措置あり ■:免除措置なし

【例】令和7（2025）年7月に自家用乗用車のプラグインハイブリッド自動車(排気量 1.8ℓ)を新車で購入した場合

免除対象年度	免除前の自動車税額	免除後の自動車税額
令和7（2025）年度 （月割分）	24,000円	0円
令和8（2026）～ 令和12（2030）年度 （年税額）	180,000円 （36,000円）	0円
合計	204,000円	